

令和8年第4回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和8年4月17日（金）午後2時00分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	堀川政昭
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	渡邊雄
学校教育部参事兼教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	西島和秀
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①専決処理について(朝霞市物資選定委員会委員の解嘱及び委嘱について)
- ②専決処理について(学校運営協議会委員の解任及び任命について)
- ③専決処理について(朝霞市立小、中学校職員服務規程の改正について)
- ④専決処理について(産業医の解職と委嘱について)
- ⑤専決処理について(朝霞市教育委員会職員の人事に関する事について)
(当日配付)
- ⑥令和8年第1回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ⑦令和8年度当初教職員人事異動の概要について
- ⑧令和8年度朝霞市小中学校の学級編制について
- ⑨いじめに関する調査結果について
(当日配付)
- ⑩令和8年度運動会・体育祭開催日程について
- ⑪令和7年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑫令和7年度市民企画講座について
- ⑬令和7年度第3回朝霞市社会教育委員会議について
- ⑭朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

◎ 提出議案

議案第32号 朝霞市教育委員会職員の人事に関する事について

(当日配付)

議案第33号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命について

議案第34号 学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第35号 朝霞市教育委員会職員の人事に関する事について

(当日配付)

教育長月間行事（令和8年3月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
1	日	9:00	朝霞市スポーツ少年団新人戦サッカー大会「武蔵野カップ」
1	日	13:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会第49回空手道競技大会
1	日	14:00	キテレツ朝霞六小フェス
4	水	15:15	時年休（2時間）
7	土	8:30	第15回東武鉄道杯少年サッカー中央選手権大会
7	土	10:00	HIZAORI春祭り
8	日	10:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会ミニテニス大会
14	土	9:30	朝霞市剣道連盟創立65周年記念剣道大会
15	日	9:00	第70回朝霞市民総合スポーツ大会バレーボール大会小中学生の部
18	水	11:15	時年休（5時間）
30	月	18:30	スポーツ大会実行委員会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和8年5月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
7～8	木～金	終日	関東地区都市教育長協議会総会並びに分科会
14～15	木～金	終日	全国都市教育長協議会総会並びに研究大会
28	木	14:00	第2回南部教育長会議・教育長協議会
30	土	18:30	令和8年度朝霞市スポーツ少年団定期総会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市物資選定委員会委員の解嘱及び委嘱について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和8年4月17日

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

記

- 1 件名
専決第8号 朝霞市物資選定委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 2 専決処理期日
令和8年4月1日
- 3 専決処理した理由
委員の解嘱及び委嘱について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり
- 5 委嘱の根拠
朝霞市学校給食用物資選定委員会条例第4条

別紙

1 解嘱について

(1)発令事項 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員の委嘱を解く。

(2)発令年月日 令和8年3月31日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
ほしの 星野 かなめ 要	学校給食センター所長	担当の変更
にこう 二河 たけお 健夫	学校給食センター所長	担当の変更
なか 中 みなこ 美奈子	栄養教諭	担当の変更

2 委嘱について

(1)発令事項 朝霞市学校給食用物資選定委員会委員を委嘱する。
任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする

(2)発令年月日 令和8年4月1日

(3)発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
いとう 伊藤 まきこ 麻紀子	学校給食センター所長	新任
なかじま 中島 たかお 隆雄	学校給食センター所長	新任
いのせ 猪瀬 さとみ 里美	栄養技師	新任

朝霞市物資選定委員会委員名簿

	令和7年度	令和8年度 (再任空欄)		
選出の根拠	氏名	氏名	職業又は所属・職名	備考
1号委員 (学校給食センター所長)	ほしの <small>かなめ</small> 星野 要	いとう <small>まきこ</small> 伊藤 麻紀子	学校給食センター所長	新任
	にこう <small>たけお</small> 二河 健夫	なかじま <small>たかお</small> 中島 隆雄	学校給食センター所長	新任
2号委員 (栄養教諭、 学校栄養職員)	たぐま <small>さやか</small> 田熊 清香		栄養主査	再任
	わだ <small>なおこ</small> 和田 直子		栄養教諭	再任
	いとう <small>まりな</small> 伊藤 麻里奈		栄養教諭	再任
	はるき <small>りな</small> 春木 里菜		栄養教諭	再任
	ひつじ <small>まりこ</small> 日辻 万里子		栄養教諭	再任
	なか <small>みなこ</small> 中 美奈子	いのせ <small>さとみ</small> 猪瀬 里美	栄養技師	新任
	さかい <small>ちはる</small> 酒井 千春		栄養教諭	再任
3号委員 (給食調理主任)	よしだ <small>しょうじ</small> 吉田 正二		給食調理主任	再任
	しらとり <small>やすゆき</small> 白鳥 康行		給食調理主任	再任
	かわした <small>とも</small> 川下 朋		給食調理主任	再任
4号委員 (保護者代表)	まつもと <small>たかひろ</small> 松元 貴寛		審議会等公募委員	再任

任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日

教育長報告事項

専決処理について（学校運営協議会委員の解任及び任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和8年4月17日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件名
専決第5号 学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 2 専決処理期日
令和8年3月31日
- 3 専決処理した理由
委員の解任及び任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 解任について
 - (1) 発令事項 朝霞第三小学校学校運営協議会委員を解任する。
 - (2) 発令年月日 令和8年3月31日
 - (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
わたなべ あつし 渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会 常務理事	退任により

- (1) 発令事項 朝霞第十小学校学校運営協議会委員を解任する。
- (2) 発令年月日 令和8年3月31日
- (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
くれまつ たるう 樽松 太郎	溝沼地区町内会長	退任により
やまもと すみれ 山本 堇	子どものための会副会長	退任により

5 任命について

(1) 発令事項 朝霞第三小学校学校運営協議会委員を任命する。
任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 発令年月日 令和8年4月1日

(3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
さとう もとき 佐藤 元樹	朝霞市社会福祉協議会 常務理事	就任のため

(1) 発令事項 朝霞第十小学校学校運営協議会委員を任命する。
任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 発令年月日 令和8年4月1日

(3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
もとはし てるお 本橋 輝夫	令和8年度 溝沼地区町内会長	就任のため
うぶかた えみ 生方 恵美	令和8年度 子どものための会会長	就任のため

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和8年4月17日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第6号 朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- 2 専決処理期日
令和8年4月1日
- 3 専決処理した理由
教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。

朝霞市教育委員会規則 号

朝霞市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校職員服務規程（昭和32年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中「様式第3号の3」を「様式第3号の5」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「様式第3号の2」を「様式第3号の4」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 職員が、条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（様式第3号の2）をもって、教育委員会に請求しなければならない。

10 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、子育て部分休暇変更届（様式第3号の3）をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

様式第3号の3を様式第3号の5とし、様式第3号の2を様式第3号の4とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

子育て部分休暇承認請求書

年度

請求に係る子	氏名			
	続柄			
	生年月日	年	月	日生

校名

職名

氏名

整理番号	承認					請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考							
	決裁者				請求者		月日			毎日/ 曜日等	時間											
1							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
2							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
3							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
4							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
5							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
6							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
7							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
8							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
9							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
10							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

		学校名				職名	氏 名
要 介 護 者 に 関 する 事 項	氏 名					要 介 護 者 の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容	
	続 柄					第1回	
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				第2回	
	介護が必要となった時期	年 月 日				第3回	

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定											
第1回				第2回				第3回			
申出の期間	申出日	校長	通算期間	申出の期間	申出日	校長	通算期間	申出の期間	申出日	校長	通算期間
年月日から 年月日まで			月 日	年月日から 年月日まで			月 日	年月日から 年月日まで			月 日
備考				備考				備考			

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮											
第1回				第2回				第3回			
延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間
(年月日から) 年月日まで			月 日	(年月日から) 年月日まで			月 日	(年月日から) 年月日まで			月 日
備考				備考				備考			

介護休暇の請求・承認											
承認 年月日	請求 年月日	承認				休 暇 の 期 間			備考		
		校長				年 月 日	時 間	日・ 時間数			
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		
・ ・	・ ・					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日		
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時		

備考

- 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
- 該当する□にはレ印を記入すること。

介護休暇の取消し等												
受理 年月日	届出 年月日	受理				休暇の取消し等の期間					備考	
		校長				年	月	日	時	分		日・ 時間数
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分
..	..					年	月	日から	時	分	日	
						年	月	日まで	時	分	時	分

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

介 護 時 間 簿

（表面）

		学校名		職名		氏 名				
要介護者に関する事項	氏名									
	続柄									
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居								
	介護が必要となった時期	年 月 日								
連続する3年の期間		年 月 日から 年 月 日まで								
承認 年月日	請求 年月日	承認				休 暇 の 期 間				備 考
		校長				年 月 日		時 間		
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～ 時 分	時 分 時 分	

備考

- 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
- 2 該当する□にはレ印を記入すること。

受 理 年月日	届 出 年月日	受 理				休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			備 考
		校長				年 月 日	時 間		
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	
・ ・	・ ・					年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分～	時 分 時 分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

教育長報告事項

専決処理について（産業医の解職及び委嘱について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和8年4月17日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第7号 産業医の解職と委嘱について
- 2 専決処理期日
令和8年3月31日
- 3 専決処理した理由
朝霞市立朝霞第五小学校の産業医の辞任申出による解職及び新たな産業医の委嘱について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 解職
 - (1) 発令事項 朝霞市立朝霞第五小学校の産業医の委嘱を解く。
 - (2) 発令年月日 令和8年3月31日
 - (3) 発令候補者 しおみ まさお
塩味 正雄
- 5 委嘱
 - (1) 発令事項 朝霞市立朝霞第五小学校の産業医を委嘱する。
 - (2) 発令年月日 令和8年4月1日
 - (3) 発令候補者 しおみ ぜんさく
塩味 善作

教育長報告事項

令和 8 年第 1 回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和 8 年第 1 回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 兼本 尚昌議員（無所属）

質 問：学校予算について

（1）現状と今後の対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

主にどのようなものに支出されているのか、その内訳を伺います。

答弁①

学校配分予算につきましては、各学校で使用するものを学校が直接発注して購入するものに係る予算でございます。学校の実情に合わせて各学校に予算を配分し、予算を執行しております。具体的には、用紙類や筆記用具などの消耗品をはじめ、印刷製本、プール用の塩素や衛生用品、郵便料やクリーニング代、図書購入費、備品や建物の修繕料など様々なものがございます。

質問②

小学校、中学校それぞれの学校予算の直近 3 年度分の学校予算額を教えてください。

答弁②

直近 3 年間の学校配分予算の合計額といたしましては、令和 5 年度は、小学校 6,381 万 4,000 円、中学校 4,699 万 1,000 円、令和 6 年度は、小学校 6,314 万円、中学校 4,721 万円、令和 7 年度は、小学校 4,462 万 2,000 円、中学校 3,364 万 1,000 円となっております。

質問③

物価の上昇、老朽化する施設の維持管理費の増加、そして多様化する教育ニーズを考慮すれば、本来なら増額して対応すべきと考えています。

学校予算を減額してきた現状をどのように考えているのか。そして、今後学校予算の増額を視野に入れた予算編成を行う意思があるのか、執行部のお考

えを教えてください。

答弁③

学校配分予算は、令和6年9月に統合型校務支援システムの導入に伴い、システムの賃貸借料に予算の組替えをしたため、学校配分予算は減少しております。統合型校務支援システム導入による効果は、現在検証を進めており、導入による用紙の削減等を見込んでおります。

今後の学校配分予算は、学校の要望を踏まえ、学校に必要な予算を精査した上で、増額要求を行い、予算を編成してまいりたいと考えております。

質 問：教職員の業務負荷軽減策について

(1) 現状と今後の対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市において学校徴収金の徴収管理アプリの導入の検討状況を教えてください。

答弁①

教育委員会では、昨年12月の校長研究協議会におきまして、改めて学校徴収金の徴収管理アプリに関する情報提供を行いました。その際、小学校長から前向きに導入を検討したいとの意向が示され、その後全ての小学校で検討は進められております。

質問②

それぞれの導入決定校を教えてください。

答弁②

小学校10校のうち、既に朝霞第一小、二小、八小、九小の4校が導入に向けて手続を進めている最中でございます。その他の学校につきましても、次年度途中での導入を目指して、校内で調整を進めております。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質 問：施設設備の拡充について

(1) 体育施設の拡充及び選手支援

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

デフリンピック報告会の内容と、選手に対して本市としてどのような支援が考えられるのか、市の見解をお伺いいたします。

答弁①

昨年開催されました東京 2025 デフリンピックで、市内在住の4人の選手がメダルを獲得するなど、大変すばらしい成果を上げられました。これを受け、本年1月13日に市民会館においてデフリンピック表彰報告会を開催し、当日は選手による大会報告、トークショー等が行われ、来場された方に大いに楽しんでいただけた内容となりました。

今後の支援ですが、地元のアスリートを身近に感じ応援したくなるよう、選手及び競技の魅力を発信するとともに、今回の取組を参考に、市民の皆さんと触れ合える機会を設けてまいりたいと考えております。

質問②

スポーツ施設の整備及び、設備の拡充等の検討状況について教えてください。

答弁②

スポーツ施設の整備につきましては、公共施設マネジメント実施計画に基づき計画的に改修等を進めているほか、随時必要に応じた修繕を行うなど、適切な施設の維持管理に努めているところでございます。

また、例えばアスリートの皆さんが所属する企業から御提案等がありましたら、具体的には検討していきたいと考えております。

質問者： 岡崎 和広議員（公明党）

質問：学校施設の整備について

（1）小・中学校の落雷対策を

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市内の小中学校における避雷設備の整備状況について、お伺いいたします。

答弁①

学校施設における落雷への対策といたしましては、全ての小中学校の校舎屋上に避雷針を設置し、建物以外への落雷を抑制する対策を行っております。

質問②

朝霞市内の小中学校において、落雷における被害を受けた事例はあるか、お伺いいたします。

答弁②

児童生徒など人的な被害はございませんが、今年度に学校施設への被害がございました。被害の内容といたしましては、令和7年8月に発生した落雷により、朝霞第一中学校において、火災報知設備、機械警備装置、屋外スプリンクラーの故障が発生しました。また、朝霞第五中学校におきましても、屋内運動場のエアコン及び屋外スプリンクラーが故障した事例がございました。

質問③

近年では落雷抑制型避雷針というのが開発されてますが、これの設置についてお伺いします。

答弁③

従来の避雷針とは異なる手法で落雷を抑制する落雷抑制型避雷針につきましては、承知しているところでございます。しかしながら、落雷抑制型避雷針の設置により、学校近隣への影響などの課題もあることから、導入は難しいものと考えております。

質問④

屋外活動の安全指導等、学校現場でどのような指導や対応が行われているのか伺います。

答弁④

児童生徒への対応につきましては、落雷に関する情報を事前に収集して対応するとともに、屋外での活動をすぐに中止し、建物内への避難や、雷が収まるまで下校させずに学校で待機するなど、気象状況に応じて対応しております。

また、屋外での活動時における事故防止についての留意事項を各学校へ共有及び再確認するとともに、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し対応することを徹底しているところでございます。

質 問：ゆたかな彩りあるまちの創造について

(1) 芸術文化のまちづくりについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

市長は、選挙公約の中で「ゆたかな彩りあるまちの創造」として、まちなかで音楽や芸術を感じることができ、参加もできる芸術文化のまちづくりを進めると掲げておられます。この公約は、市民の文化的な豊かさを高め、地域の魅力を向上させる重要な視点であり、朝霞市の将来像を形づくる大きな柱になる

ものと考えます。

市長が掲げたこの公約について、現在どのような具体的施策を検討しているのか、お伺いいたします。

答弁①

私自らの公約であります「つよくゆたかな百年都市朝霞をつくる」という中で、議員もおっしゃってくださいましたとおり、まちなかで音楽や芸術を感じることができ、参加もできる芸術文化のまちづくりを進めると掲げておりますが、現在におきましても本市では、文化協会の所属団体による音楽の発表や芸能まつりの開催のほか、博物館の企画展や丸沼芸術の森と連携した芸術作品の展示など、多くの市民の皆様が芸術文化に触れる機会があります。

そのほかにも、春には黒目川の花まつりや、夏は彩夏祭、そして秋にはアートマルシェ、そして冬にはあさか冬のあかりテラスなど、四季を彩るイベントが開催されておりますので、今後におきましては、イベントの主催者と連携しながら、市民の皆様がまちなかで気軽に参加できる取組を進めてまいりたいと考えております。

質問②

市庁舎で音楽のBGMが流れていますが、これについて経緯と目的をお伺いいたします。

答弁②

庁舎のBGMの実施の目的につきましては、来庁者が親しみやすく、職員がより働きやすい環境を整備するために実施したものでございます。

実施に当たっては、既にBGM放送を導入している他市の取組を参考にしたほか、昨年11月に試験運用を行い、来庁者及び職員へのアンケート調査の結果などを踏まえて、昨年12月から本格的に運用を開始したところでございます。

質問③

市として、市民参加型の音楽文化の仕組みづくりをどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

答弁③

野外音楽堂の設置につきましては、場所の確保などの課題もあるため、現段階では難しいものと考えておりますが、ストリートピアノや音楽を楽しむ環境の整備につきましては、他市の取組を踏まえながら調査研究してまいりたいと考えております。

質問④

戸田市の文化芸術推進条例のような条例を朝霞市でも制定し、音楽を軸にした地域活性化や音楽のまちとしてのブランドづくり等を考えているか、お伺いをいたします。

答弁④

文化芸術を推進する条例につきましては、県内では戸田市のほか、さいたま市や川越市などで制定されております。戸田市では「市民で創る『第九コンサート』」や、公共施設のロビーを活用したミニコンサートなどの取組を行っているとお伺っておりますので、今後、他市の状況を確認してまいりたいというふうに思っております。

質問：主権者教育について

(1) 子ども・若者に議会への関心と理解を深めてもらうためにアクションを

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

全国の都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会の三議長会が「葬送のフリーレン」とコラボをして、主権者教育の教材を作成しましたが、その主権者教育の教材の活用予定についてお伺いいたします。

答弁①

活用については、各校の年間指導計画に基づきまして、適切に判断し使用できるものとして、まずは市内の社会科の新任研修会等の機会を通じまして、教職員に活用について周知を図りたいと思っております。

また、朝霞市教育委員会といたしましては、令和8年度から、総合的な学習の時間において、探究的な学びというものを市を挙げて推進したいと思っております。

質問②

情報リテラシー教育について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

答弁②

朝霞市におきましても、情報リテラシーを含めました各教科等の学習基盤となる、情報活用能力の育成に努めているところでございます。

子供たちにきちんと、何が正しい情報なのかということについて見極める力を身につけさせたいと考えております。

質問者： 高堀 亮太郎議員（あさか未来）

質問：日本への誇りと自尊心を育てる歴史教育書の採択に向けて

（１）通州事件に関する記述

（２）多面的・多角的な歴史理解の確保について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）通州事件に関する記述

質問①

通州事件における教科書における記述の内容や分量を、教育委員会はどのような観点から評価しているのか、お伺いいたします。

答弁①

個別の歴史的事象に係る記述の内容や分量につきましては、教育委員会として評価はできかねますが、文部科学省の検定に合格している教科書につきましては、学習指導要領で示された内容を満たしているものと捉えております。

質問②

教科書の記述がない場合、授業の中で補助教材等を用いて補完する考えはあるのか、見解をお示しく下さい。

答弁②

市内中学校では、教科書記載の資料の補足として、社会科資料集を別途購入して使用しておりますが、あくまでも教科書の内容についての補足資料となります。教科書に記載のない出来事であっても、生徒の興味・関心に応じ、資質能力の育成のために、学習に必要と認められる資料を補助教材として取り扱うことはございます。

（２）多面的・多角的な歴史理解の確保について

質問①

本市では、多角的・多面的な理解をどのように重視し、授業において、具体的にどのような指導を行っているのか、教育委員会の見解を伺います。

答弁①

中学校社会科の学習指導要領では、歴史的分野において、歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目して、多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し、複数の立場や意見を踏まえて公正に選択、判断したり

する力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養うこととされております。

授業におきましても、生徒が資料に書かれたことを一面的に読み取るのではなく、出来事にまつわる様々な人物の立場で事象を捉えることや、政治や経済、文化などの多面的な視点で出来事について話し合うことで、多面的・多角的に考察する力を身につけることができるよう学習指導を行っております。

質問者： 西 明議員（あさか未来）

質 問：朝霞市学校施設長寿命化計画と市の財政

（１）朝霞市学校施設長寿命化計画の実施の担保

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

令和９年度の中期財政計画に学校施設長寿命化計画の費用の積算が含まれているか、お伺いします。

答弁①

令和８年度当初予算編成及び実施計画に合わせた更新版の中期財政計画、こちら令和９年度から令和１３年度までのものですが、こちらには今後見込まれる大型事業として、学校施設長寿命化計画のほか、建物系公共施設マネジメント実施計画に基づく事業費を含めて積算しております。こちらの巻末には別紙として、令和９年度以降の財政推計に含めた大型事業の積算内訳につきましても掲載したところでございます。

質問②

朝霞市学校施設長寿命化計画の策定の際に、工夫した点などがございましたらお伺いします。

答弁②

今回の計画策定に当たりましては、市長部局を交えた庁内検討委員会においても検討を進めました。庁内検討委員会の検討過程におきましては、どの程度の年次計画であれば財源の裏づけを得られるのかなどといったことも議論がございました。また、国庫補助金などの活用も踏まえつつ、一般財源による支出予定額などの試算を行い、庁内検討委員会で検討を加えてまいりました。

こうしたことから、今回策定した長寿命化計画は、市全体の財政状況も考慮した計画であると認識しております。

質問③

計画策定における過程は、どのように行ってきたのか、お伺いいたします。

答弁③

策定までの経過でございますが、令和6年度より教育委員会内及び庁内検討委員会による検討を重ね、計画素案について昨年11月12日の庁議で承認され、11月14日の教育委員会において報告の後、11月18日の全員協議会において、市議会議員の皆様に対して説明を行ったところでございます。

その後、11月20日木曜日から12月22日月曜日までの期間に市民コメントを実施し、また、同じ期間に庁内への職員コメントを実施いたしました。それらで提示された御意見への対応を検討し、その結果を踏まえて、計画素案の一部を変更した計画案を策定し、令和8年2月10日の庁議で承認された後、2月19日の教育委員会臨時会において決定したものでございます。

質問④

朝霞第二中学校の生徒になるであろう子供やその保護者等がいる世帯の意見を聞く機会などはあったのか、その予定があるか、お伺いします。

答弁④

本計画は、市内の学校施設全体の老朽化への対応などを示したものとなっておりますので、市民コメントは実施しておりますけれども、各学校の児童生徒や保護者からは、御意見を今のところまだお聞きはしておりません。

今後、改築に当たりましては、日常の学校運営と工事の両立を可能とする配置計画など、各学校の実情に即した改築基本計画を策定する予定でございますので、その際に、学校関係者や保護者、児童生徒との意見交換などを検討してまいりたいと考えております。

質問⑤

学校施設長寿命化実施計画が令和17年度までに作成済みとなっております。この令和17年度までの計画に対して計画どおりの認識でよいか、お伺いいたします。

答弁⑤

令和8年度におきましては、計画どおり予算を計上させていただいておりますが、令和9年度以降につきましても、施設の劣化状況や財政状況等を踏まえ、学校など多様な施設のバランスを考慮しつつ、必要な工事を計画的かつ効率的に実施することができるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

質問⑥

市の事業全体の中での学校施設に関する優先度についてお伺いします。

答弁⑥

市の事業の優先順位につきましては、社会情勢や市の状況を踏まえ、部ごとに判断している優先順位や内容などを総合的に勘案し、第6次朝霞市総合計画前期基本計画や各計画などを基に事業の優先度を判断しておりますので、学校施設につきましても、毎年度、市全体の事業の中で優先度を判断していくものと考えております。

質問⑦

財源確保が難しくなったとき、優先度が決まるまでの過程をお伺いします。

答弁⑦

財源確保が難しくなった場合の優先度につきましては、各計画での優先順位や施設の劣化状況などを踏まえ、最終的には市長が判断していくものと考えております。

質問者： 石原 茂議員（進政会）

質問：市の指定文化財について

（1）現在の状況について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞市内の指定文化財の指定状況と指定文化財の指定に至るまでの手順についてお伺いいたします。

答弁①

朝霞市には国指定重要文化財1件、県指定文化財3件、市指定文化財31件、合計35件の指定文化財があります。

指定に至る手順ですが、これまでの調査や緊急対応として行った調査などにより把握している文化財資料の中から、歴史的、文化的、地域的側面や希少性などの観点を踏まえ、市にとって貴重な資料を選び出します。資料の性質や特徴によっては、文化財保護審議委員に状況を報告し、指定文化財としてふさわしいか方向性を御検討いただく場合があります。そこから専門家に調査を依頼し、指定文化財として適当であるか、学術的な観点からの意見を得ます。これら調査結果を文化財保護審議委員会へ報告するとともに諮問し、指定文化財にふさわしいという諮問結果を付して、教育委員会の会議に上程し、議決をいただき指定文化財に指定することとなります。

質問②

馬頭観音や馬頭観音講のように、地域に古くから伝わるものや行事に関して、今後の保存・継承についての考えを伺いたく思います。

答弁②

これまでに把握している文化財資料の中には、指定に向けた調査を要するものが現時点で幾つもございます。例えば、博物館で常設展示している県指定史跡柁塚古墳で出土した家形埴輪は、県内での出土事例などから見ても文化財指定の検討を要する1例となります。

それらの中で、根岸台5丁目交差点の馬頭観音につきましては、市史の調査に伴う石造物調査によりますと、石像の馬頭観音が市内におよそ80体弱存在しており、他の石造物と比較しても多数の類例があるものとなります。また、馬頭観音講につきましても、朝霞市史民俗編によりますと、歴史的経緯としては比較的新しいものになります。そのため、馬頭観音と馬頭観音講につきましては、根岸台地域に根差した大事な文化財として、引き続き地域の皆様において保存・継承していただきたいと考えております。

質問③

根岸台の馬頭観音や馬頭観音講の今後の保存・継承につきましての市長の考えを伺いたく思います。

答弁③

地域に古くから伝わるものや行事については、これまで地域の方々により長年にわたって大切に守られ伝えられてきたという歴史的経緯から考え、今後も保存・継承していく必要があるものと考えております。

先ほどの答弁にもありましたように、根岸台の馬頭観音と馬頭観音講につきましては、まさに地域に根差した文化財であり、それに伴う行事であると認識しております。引き続き、地域住民の皆様により、大切に保存・継承されることを期待したいと考えております。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・歩みの会）

質 問：図書館の改革

- (1) 利用アクセスの課題
- (2) 学校との連携

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 利用アクセスの課題

質問①

図書館に出向くことが困難な高齢者や障害者への読書機会の提供について課題として認識しているか、お伺いいたします。

答弁①

施設利用者等へのサービスとしまして、団体貸出しサービスを実施しているほか、電子図書館サービスであれば、時間や場所を選ばずに御利用いただくことが可能となっております。このような取組を現在しております。

質問②

図書館から施設へ直接アウトリーチ的にサービス提供等を行うことについて検討状況をお伺いいたします。

答弁②

施設等へのサービス提供ということで現在検討しておりますのが、リサイクル本をお届けする方法、こちらから直接出向いてお届けするような方法であれば、来館が困難な方への読書機会の提供が可能になりますので、現在それを検討を進めているところでございます。

質問③

現在移動図書館を開始した自治体と比較した際、朝霞市は何が課題か、お伺いいたします。

答弁③

現在の人員、あるいは予算面での課題があると考えております。

質問④

図書館の休館日増やし、1日当たりの出勤者数を増やすことについて、どのように考えているか、お伺いいたします。

答弁④

休館日が増えることにより、職員の勤務体制に余裕ができて、サービスを充実させる効果が期待できる反面、現在の図書館運営も利用者の皆さんに定着している部分もございます。今後、利用者や利用団体などの御意見をお聞きしながら、他市の運営状況も含めて、調査研究してまいりたいと考えております。

(2) 学校との連携

質問①

学校図書館との連携はどのようにするのか、お伺いいたします。

答弁①

学校図書館との連携でございますが、例えば団体貸出しや小中学校図書館

貸出し業務、現在の業務を継続するとともに、学校図書館スタッフとの合同研修、あるいは子ども読書活動推進連絡会を通じた情報交換や情報共有を現在図っております。

質問②

司書教諭や図書館サポーターに対して、専門性を生かした支援の必要性が高いと思われるが、どのように考えているか、お伺いいたします。

答弁②

個別要請につきましては、現在可能な限り対応しておりますが、図書館の人員体制の課題もあり、定期的な研修会の開催等は難しい状況がございます。今後、引き続き必要な支援の把握に努めてまいりたいと考えております。

質問③

電子端末等で学校図書館で利用できるものがあるか、お伺いいたします。

答弁③

学校図書館と図書館システムとの連携でございますけれども、ホームページ上の検索機能につきましては、誰でも利用できることになっておりますので、このことについては、学校図書館に今後活用していただけるよう周知していきたいと考えております。

質問者： 外山 麻貴議員（無所属）

質問：放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について

(1) 「7歳の壁」への対応

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

朝霞第六小学校と朝霞第八小学校の放課後子ども教室の事前予約を、2週間前から2日前に変更されたことや、1日当たり100名だった定員も廃止して、改善した件について、その廃止、改善してからの利用登録者数や平均利用者数の推移についてお伺いします。

答弁①

予約方法の変更及び定員の廃止につきましては、令和7年12月に周知し、本年1月から運用を始めております。

変更後の新規登録者数は、12月は第六小が3人、第八小が5人の計8人、1月は各校4人の計8人、2月は各校1人の計2人で、3か月平均6人となっており、変更前の3.7人と比較しますと増加傾向が見られます。

次に、利用者数は、1月の第六小が32.5人、第八小が26.1人、2月の第六小が28.9人、第八小は25.1人で、2か月平均28.2人となっており、変更前の29.9人と比較するとほぼ変わらない状況です。

質問②

新規の平均は増えているが、利用者全体数としては減少していることを鑑みると、利用者が増えているとは言えないと思われるが、この結果をどのように捉えているのか、お伺いします。

答弁②

1月から予約方法の変更及び定員の廃止を行いました。利用者数においては大きな変化が確認されておりません。一方で、各校の保護者からは、「使いやすくなった」や「予定が立てやすくなった」などの好意的な御意見をいただいております。

今後は、新年度の利用推移を注視し、利用者数の増減や傾向を把握するとともに、保護者のニーズに合わせた運用方法等について検討してまいります。

質問③

放課後子ども教室と放課後児童クラブを利用している子供が自由に行き来できるように変更していただけないか、お伺いします。

答弁③

現時点では、両事業を併用する児童について、どちらの施設を利用しているのか、あるいは帰宅したのかをリアルタイムで把握する方法がございません。両事業の併用を認めた場合、事業者も異なることから、児童の所在が不明確となり、緊急時の対応や保護者への連絡に支障を来すおそれがあることから、現時点では難しいものと考えております。

質問④

入退所のときのカードシステムを、放課後子ども教室と放課後児童クラブにも導入して自由に行き来できるようにできないか、お伺いします。

答弁④

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今現在、運営している事業者が異なってしまっていますので、その辺りについては今後の検討課題に考えております。

質問⑤

今後、市内の各小学校で、一体型の運営というのはいつ頃導入しようというふうを検討されているのか、お伺いします。

答弁⑤

放課後児童クラブは、朝霞市社会福祉協議会が指定管理者として運営しておりますが、令和8年度末をもって指定期間が満了となります。こども・健康部といたしましては、居場所提供型の放課後子ども教室との一体型の運営に向けて、令和9年度以降の放課後児童クラブの指定管理者選定におきまして、生涯学習部と調整を図りつつ、一部の施設については公募による選定を実施してまいりたいと考えております。

質問⑥

居場所提供型の放課後子ども教室との一体型の運営または、入退室のカードシステムの導入ができれば、自由に行き来できるようになるとに考えてよろしいのでしょうか。

答弁⑥

一体的な運用が可能になれば、そのようなことも可能になるとは考えておりますけれども、まだ公募も始まっておりませんし、事業者も決まっておられませんので、決定した暁にはなるべくそのような形になればというふうには考えております。

質問⑦

朝霞第六小学校と朝霞第八小学校はもともと定員100名と設定しましたが、利用者がそこまで大きく伸びなかったという要因を、市としてどのように分析しているか、お伺いします。

答弁⑦

定員や予約方法の見直しも、今回年度途中ということもあり、利用者の皆さんにまだ浸透していない面もあるものと考えております。

今後、放課後子ども教室を多くの方に利用いただけるよう、新年度に向けて周知に取り組んでまいりたいと考えております。

質問⑧

放課後子ども教室を実施しても、学童待機児童がまだ存在するという状況について、市としてはどのように分析しているのでしょうか、お伺いします。

答弁⑧

こども・健康部といたしましては、放課後児童クラブの入所を希望されている御家庭に対して、放課後子ども教室の目的や仕組み、具体的な利用方法などがまだ十分に浸透していないことが要因の一つであると考えております。

質問⑨

朝霞第二小学校、朝霞第四小学校及び朝霞第九小学校の定員拡充や、放課

後子ども教室を実施するというような検討はどの程度行ったのでしょうか。

答弁⑨

居場所提供型の放課後子ども教室の設置につきましては、待機児童が生じている小学校や地域のバランスを考慮しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。その一方で、待機児童数が多い小学校は、余裕教室の確保が困難な点がございます。

そうしたことを考えますと、現時点で居場所提供型の放課後子ども教室の設置は難しいと考えております。

質問⑩

学童では、学校によっては1年生でも入れないという状況が生じており、「7歳の壁」への対応についてどのように認識しているのか、お伺いします。

答弁⑩

特に、保育の必要性が高い1年生については、入所選考時に指数を加点しており、また、民間放課後児童クラブでは、低学年児童を優先的に受け入れるクラブに対し補助金を交付し、低学年児童の受入れを促進しております。

質問⑪

来年度は、放課後子ども教室拡大ではなく、夏休みのプログラム型放課後子ども教室、実施する予定ですが、これは「7歳の壁」の対応として十分と考えているのでしょうか。

答弁⑪

令和8年度につきましては、夏休みの開催回数と実施校を増やし、長期休暇期間の対応として子供たちの体験交流の場を設けるとともに、安心して安全な居場所を提供することで、「7歳の壁」の解消に役立っているものと考えております。

質問⑫

居場所提供型の子ども教室というのは、全児童対策にも関わらず、学童の子は利用できないのは、全児童対策として十分機能していると考えなのか、お伺いします。

答弁⑫

放課後子ども教室につきましては、待機児童が多い学校につきましてはやはり教室の確保という点が課題になっておりますし、やはり学校の協力というものも得ていかなければいけない部分が多くございます。

今後、そういった様々な課題はあるのですが、我々としましては、しっか

り学校と協力しながら、放課後子ども教室のほうに多くの児童の皆さんに来ていただけるように、今後も取組を進めていきたいと考えております。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問：共に学び、育つー平和な社会を次世代へどうつなげるか

- (1) 学校を地域人材交流の場に 学習支援の今後を問う
- (2) 情報通信技術（ICT）への対応、今後を問う
- (3) 給食ー地産地消の現状と課題を問う
- (4) 残された文化財ーどう守り受け継ぐかを問う

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 学校を地域人材交流の場に 学習支援の今後を問う

質問①

先生が足りないという状況を踏まえ、もっと多くの先生を配置するべきと思いますが、市内にいる教職員資格を持つ方たちも含めた対応というものをもう少し深められないか、お伺いします。

答弁①

学校現場を退職された後も、まだまだ学校現場で力を発揮されたいという方々にお声がけをしたり、また、教員免許状を有しながら現在教職に就いていない方々を対象としたペーパーティーチャーセミナーを定期的を開催し、学校現場への任用につなげる取組を進めているところでございます。

質問②

先生方の免許を持っている方たちがどれぐらいいるか、どの程度把握をされているのか、お伺いいたします。

答弁②

教員免許状は都道府県ごとに授与されるわけですがけれども、埼玉県の場合、大体年間に約1万件前後発行されているということを伺っております。

その中でも、朝霞市で市内に住んでいる方がどの程度免許を持っているかということは、申し訳ないのですが、承知しておりませんが、こういったペーパーティーチャーセミナー等を通じて、潜在的に、若い頃に教員を目指していたのだけれども、一旦自分の仕事が落ち着いて、もう一回教員にチャレンジしようという方につきましては、積極的にお声かけをして、挑戦できるような足がかりを、私どものほうでも紹介していきたいなというふうを考えております。

質問③

校長先生や教頭先生等の人脈により、教職員を採用しているように感じられるが、教職員の登録がされている中から選べるような環境にあるのか、お伺いいたします。

答弁③

自治体によりましては、確かに校長先生が人間関係を頼りに探しているというような話も伺っておりますけれども、私どものほうとしましては、このペーパーティーチャーセミナーに参加させていただいている方や、あるいは埼玉県、小中学校の教員は県費負担教職員になりますので、埼玉県のほうに申請していただいている方を御紹介していただいている中で、教員の配置に努めているところでございます。

(2) 情報通信技術（ICT）への対応、今後を問う

質問①

コロナ以降、GIGAスクール等タブレット学習が非常に増えていますが、中学校のレベルでのタブレット学習は非常に問題が大きいと感じます。

また、低学年の子供たちにおいては、脳や健康に与える影響、犯罪に巻き込まれるリスクも含め非常に注視しなければいけないと思いますが、その考えをお伺いします。

答弁①

現在、本市では、発達段階や活動内容に応じて、教科書やノートなどの教材やタブレット端末等のICT機器を使い分けたり、組み合わせたりしながら、教育活動を実施しているところでございます。ICTは、あくまでも学びを豊かにするためのツールということで対応しているところでございます。

また、ICTの活用促進に伴い、文字を書く機会の減少が懸念されるとの声もございしますが、各力の育成につきましては、発達段階を考慮しながら、特に小学校の低学年等では重点的に、引き続き国語科を中心に作文指導等を通して行ってまいります。

また、健康面につきましてもお話をいただいたところでございます。長時間のICT機器使用による健康面への影響につきましては、確かに配慮が必要でございします。国からも、児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックが発刊されておりますので、そうしたものを参考にしながら、授業においては適切な時間配分と休憩の設定を徹底し、子供たちの健康に十分留意をしております。

質問②

ICTの状況について、子供の教育や子供がスマートフォン等を所持していることに関して、どのように認識されているのか、また統計的に把握をされているかについてお伺いいたします。

答弁②

新時代の教育では、ICT学習基盤をベースとして、なおかつ、これまでのよい部分については継承したいと思っています。

その中で、一方で、例えばタブレット端末だけに限らず、子供たちが持っているスマートフォン、これ統計的にいいますと、朝霞市は全国的にも非常に高い保有率があります。中学生は、もう90%を超える子供たちがスマートフォンを持っているという時代になってきています。そういった中で、ネット上でのいじめや犯罪につながる可能性もあるというふうには認識をしています。

子供は大人を映す鏡というふうに言われていますけれども、今は大人もSNSを使って、人を誹謗中傷したり、あるいは根拠のないうわさを流したりといったようなこともあります。こういった中で、やはり私たちは、教育を通して子供たちにきちんとしたネットモラルや、あるいは情報リテラシーといったものを身につけさせる必要があるというふうに思っています。

ここについて、学校の中でこれから新たな課題としてきちんと、AIに負けない、そして様々、フェイクも含めた情報に惑わされない、そういった子供たちをつくっていききたいというふうに思っております。

質問③

最近ではこのAIを活用することで、何にも考えなくてもよくなってきています。子供がAIを使うということも増えているのではないかと思います。市はどのように確認しているか、お伺いいたします。

答弁③

AIの進展は予想を上回り、目を見張るような状況にあります。

そうすると、例えば正解だけを知っている、成果主義のようなところから脱却をして、きちんと考えられる子供たちをつくっていく必要があると思っています。朝霞市におきましては、令和8年度から総合的な学びの時間において、個々の課題を設定した上で探求的な学びをし、そして仲間と一緒に共に学んでいく協働的な学びといったものや取組を、市を挙げて取り組むことにしておりますので、こういった中でそういった力をつけていきたいなと思っています。

質問④

問題や宿題等をAIが全部解いてしまうことが非常に大きな課題だと思いま

すが、どのように考えているか、お伺いいたします。

答弁④

正解を出すだけではなくて、正解のない答え、問いに対し、生徒が協力しながら納得感を得るよう、そういった学びというものがこれからは必要であるというふうに思っております。

質問⑤

先生方のA Iに対して、情報をどう整理するか等の調査の実施について、検討状況をお伺いいたします。

答弁⑤

情報リテラシーに関して、どのような形で子供たちが活用しているかといった調査は行っているところでございます。また、それを活用しながら授業を進めているところもございます。

質問⑥

スマートフォンやタブレット等でこういう行いをしてはいけません、というようなものを教育委員会の側として明確にしているものというものはあるか、お伺いいたします。

答弁⑥

具体的に、タブレット端末でこういう行いをしてはいけません。こういうことは駄目ですということを明記しているわけではございませんけれども、学校の中では、例えば道徳の学習の中で、あるいは日頃の特別活動を含めた学校生活の中で、あるいは各教科の中で、何が正しいのか正しくないのか、どのようなことが人を傷つけるのか傷つけないのか、そういったことも学びながら、子供たちに、子供たち自身が自立した教育活動の中で判断ができるような教育活動を進めているところでございます。

質問⑦

今の子供の親の世代が、A Iを使うこと自体を問題と思わず、子供にも使わせていくということが、今行われてしまっているのではないかと思います。その点に関して教育委員会からの何か警鐘を鳴らすことは検討されていますか。

答弁⑦

令和8年度より、探求的な学習を本市といたしましては学習活動の中核に据えて、子供たちに力をつけていきたいと考えております。

そういった中で、子供たちの実態に応じて、必要があればそういったものも提示することも考えていきたいと思っておりますけれども、まずはこの典型的な学びというのは、これまでの正解を求めるのではなくて、自分たちでよりよい社会

を築いていくためには自分たちはどのようなことができるのかと、そういったことを考えながら進めていく学習になりますので、ぜひ地域や朝霞市内の皆様方にも御協力いただきながら、子供たちに力をつけていきたいなというふうに考えております。

(3) 給食－地産地消の現状と課題を問う

質問①

給食－地産地消の現状と課題についてお伺いします。

答弁①

本市では、地産地消を推進するため、平成 15 年から、朝霞市農産物直売組合を通じて朝霞産の野菜を学校給食に取り入れております。課題といたしましては、市内農家さんの高齢化等により、朝霞市産の野菜の納品量が減少していることが挙げられます。

また、食育の観点からも、朝霞市で取れた野菜がおいしい給食として自分たちの口に入る、頂けるということも子供たちに伝えていきたいと考えております。

質問②

給食の資料の 20 ページに載せた部分で、軽減策に関しては記載していませんが、この資料に基づいて、どのような軽減策が今まで行われて、今後どうされるのか、お伺いします。

答弁②

学校給食費に関する軽減策につきましては、この急激な物価高によって、保護者の方々の負担が非常に大きくなっているという状況を踏まえて、これまでも様々な軽減策を行ってまいりました。

今回、国のほうから、負担するといったことで 5,200 円、小学校については出てまいりましたので、これをベースに、令和 8 年度につきましては小学校の給食費を 800 円、そして交付金を使いまして中学校の負担を半額ということで進めてまいります。

質問③

福祉や災害の利用ということの学校給食ですけれども、そういった可能性に関してはどう捉えているか、お伺いします。

答弁③

災害時の炊き出しの対応だとか地域の高齢者への対応についてということかと思いますが、まず災害時につきましては、電気、ガス等のインフラ整備が

被災している可能性が高く、給食センターの施設設備の被害も懸念されることに加え、人員の確保も難しい状況が予想されます。また、給食センターでは食材の備蓄がなく、道路等が寸断されている可能性が高い状況が想定されることから、災害時における炊き出し等の対応は難しいものと考えております。

また、地域の高齢者等への給食の提供につきましては、学校給食の本来の目的とは異なることから、こちらも難しいものと考えております。

質問④

法的な規制があるのかどうかを確認します。

答弁④

特に、法的な制限はございません。

質問⑤

法的な制限がないのであればその可能性について、特に御飯を炊けるような体制というのは取れるかどうか、確認します。

答弁⑤

先ほどの御答弁と重なりますが、まず食材の備蓄がないというところから、難しいものと考えております。

(4) 残された文化財—どう守り受け継ぐかを問う

質問①

膝折町の高麗家住宅と旧内間木村関連資料や柊塚古墳等の市内に残存する文化財を見学できるような体制作りに関して市の見解をお伺いします。

答弁①

膝折町の高麗家住宅と旧内間木村関連資料につきましては、現に所有者があることから、まずは所有者の意向を最優先にしたいと考えております。引き続き周辺情報の収集に努めるとともに、所有者の理解と協力を得ながら、文化財資料の保全に努めてまいります。

次に、柊塚古墳につきましては、埋葬施設2基が未調査で残っていること、保存整備当時の緑地保全の考え方に基づき多くの樹木が自生していることなどから、現時点で墳丘に登れるような再整備をすることは難しいものと考えております。

質問者： 利根川 仁志議員（公明党）

質問：街路樹・公園樹木・学校内樹木の整備について問う

(1) 老木調査について

(2) 予算確保について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 老木調査について

質問①

高齢樹木の調査は、倒木事故の防止と緑地保全を両立するための安全管理プラス環境管理のための重要な調査になると思いますが、現在の朝霞市のこの調査の実情について伺います。

答弁①

剪定の際の造園業者からの報告や、職員によるパトロール時において、普及や危険箇所等の把握に努めております。

質問②

これまでの調査で、倒木の可能性があって緊急性の高い場所の掌握については、どのようになっていますか。

答弁②

街路樹については、昨年、朝霞西高校脇の桜の木が倒木をしたことから、伐採していただいた造園業者が周辺の樹木を調査し、倒木のおそれがある残りの7本全てを伐採いたしております。

質問③

老木のランクづけや危険度について、データ管理を行っているということによろしいですか。

答弁③

公園内の樹木については、樹木の樹形や樹勢について樹木定期点検を実施し、健全度を4段階で判定し、管理をしております。

質問④

ここは危ないのではないのかなという、市民の通報や要望についての対応についてお伺いたします。

答弁④

要望いただいた場合には現地を確認し、剪定等を行っております。

質問⑤

要望があった危険と判断された木が倒れてしまって事故になったというケースがあるか、お伺いたします。

答弁⑤

街路樹及び公園内において、そのような事案はございません。

質 問：市民スポーツ大会の今後について問う

(1) 現状と課題について

(2) 今後の改革について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) 現状と課題について

質問①

現在、10月に開催をしている市民スポーツ大会について、参加をしている町内会・自治会の方から御苦勞の話をよく聞いておりますが、このスポーツ体験の現状について、どのように考えているか、お伺いいたします。

答弁①

現在の市民スポーツ大会は、朝霞市スポーツ協会に加盟する各種競技団体等で構成する朝霞市民総合スポーツ大会実行委員会が主管しており、競技種目につきましては、町内会・自治会を対象とした地区対抗種目のほか、一般の市民の皆さんも参加できる自由種目で構成しております。

令和8年度の第70回記念大会は、記念競技のティラノサウルスレースを実施したほか、見るスポーツとして市内実業団の選手による中距離走のエキシビジョンや、市民スポーツの振興発展に功績のあった方々に対する市民スポーツ賞の表彰を行うなど、盛り上がりのある大会となりました。

町内会・自治会の参加地区数は11地区で、市民の皆さんが参加できる自由種目として玉入れなどを実施し、参加者数は約5,200人となりました。

質問②

自治会の参加数は11地区ということで、過去には参加自治会・町内会が20程度あったと思いますが、近年は10程度となった状況になるのですが、この現状の課題について、何か市で掌握している点をお願いします。

答弁②

町内会・自治会の参加状況を申し上げますと、コロナ禍での中止期間を経て、令和4年度から5地区、令和5年度は10地区、令和6年度、令和7年度は11地区となっております。また、町内会・自治会に対するアンケートによりますと、参加者集めが困難であることや、高齢化により参加できる競技が限られている等の意見があり、現在の町内会・自治会対抗を中心にした開催方式では、今後の大会継続に課題があるものと認識しております。

(2) 今後の改革について

質問①

参加地区が減少していることに対し、市として対応したことはありますか。

答弁①

町内会・自治会の負担軽減を図るため、観覧席のテント設営を業務委託するほか、大会への参加意欲を高めるためのスポーツ用品が当たるスピードくじの配布など、一日を通して楽しんでいただけるよう工夫し、運営に取り組んでまいりました。

質問②

市民スポーツ大会の開催方法について考えていくときなのではないでしょうか。

答弁②

市民の健康維持や体力増進など、スポーツ振興を推進するためには、市民スポーツ大会の開催継続が大切なことと捉えておりますので、より多くの方が参加しやすく、楽しんでいただける大会開催方法について今後検討してまいります。

質問③

具体的な検討内容をお願いします。

答弁③

市民スポーツ大会の見直しですが、近隣市の状況を確認しましたところ、誰もが気軽に参加でき、スポーツに親しむきっかけとなるような、スポーツ体験をメインとしたフェスティバル形式での開催をするケースが多く見られました。

今後、朝霞市民総合スポーツ大会実行委員会の中で具体的に検討することになりますが、スポーツフェスティバルでの開催を含め、また、雨天時でも開催できるような、総合体育館の使用も併せて検討していきたいと考えております。

質問④

具体的な今後の大会開催へ少し変化をしていくような、大会の開催への進め方についてどのように考えているか伺います。

答弁④

今後の検討の進め方ですが、朝霞市民総合スポーツ大会実行委員会に、まずは開催方法の見直しをお諮りした上で、町内会・自治会やスポーツ協会等の協力団体と調整を行いながら、具体的な内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

令和8年度当初教職員人事異動の概要について

令和8年4月1日
教育管理課

1 教職員異動者数

	校長	教頭	主教(小)	主教(中)	教諭(小)	教諭(中)	養護	栄教	事務	栄養	計	R7年度当初	R6年度当初
退職	0	0	1 ⁽¹⁾	0	8	3	1	0	0	0	13 ⁽⁴⁾	22 ⁽⁴⁾	14 ⁽⁶⁾
役職定年	1	0	0	0	/	/	/	/	/	/	1	3	3
転出	0	1	0	0	10	12	2	0	1	0	26	27	23
転入	0	0	0	0	9	8	3	0	1	0	21	30	24
転補	1	9	1	0	22	13	1	1	1	1	50	34	27
新採用	1	3	0	1	22	9	1	0	2	0	39	40	29
再採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
特例任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
暫定再任用	1	0	0	0	14	6	0	0	1	0	22	25	19
降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
降任による任用	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	13	2 ⁽³⁾	1	85	51	8	1	6	1	172 ⁽⁴⁾	182 ⁽⁴⁾	143 ⁽⁶⁾

()は内数で任用退職者

※2名定数1の短時間勤務1校

2 永年勤続解消状況

採用以来同一校6年以上		主教	教諭	養教	栄教	事務	栄養	計	R7年度当初 (6年以上)	R6年度当初 (6年以上)
小学校	該当者	0	13	0	0	2	0	15	18	18
	異動者	0	8	0	0	1	0	9	14	9
	異動率	/	62%	/	/	50%	/	60%	78%	50%
中学校	該当者	0	10	0	0	0	0	10	12	7
	異動者	0	6	0	0	0	0	6	7	4
	異動率	/	60%	/	/	/	/	60%	58%	57%

※異動しなかった者のうち、小教諭4名、中教諭2名は産・育休のため。その他、育休明け猶予2名、退職1名。

同一校10年以上		主教	教諭	養教	栄教	事務	栄養	計	R7年度当初	R6年度当初
小学校	該当者	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	異動者	/	1	/	/	/	/	/	/	/
	異動率	/	100%	/	/	/	/	/	/	/
中学校	該当者	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	異動者	/	/	/	/	/	/	/	1	1
	異動率	/	/	/	/	/	/	/	100%	100%

令和8年度朝霞市小中学校の学級編成について

(様式2(1))

令和8年度児童生徒数(集計表) [小]

朝霞市 教育委員会
南部 教育事務所

No.	学校名 教委名	通常の学級(上段)・特別支援学級(下段)							合 計	特別支援学級障害別合計数							通級指導			日本語 指導	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒	計	難聴・言語	発達・情緒		計
93	朝霞第一小 朝霞市	102 0	98 4	90 3	93 4	104 0	100 2	587 13	600	6						7	13	0	0	0	3
94	朝霞第二小 朝霞市	116 3	121 8	134 4	118 3	124 5	127 4	740 27	767	14						13	27	0	0	0	2
95	朝霞第三小 朝霞市	115 2	132 2	135 0	131 3	139 1	134 5	786 13	799	9						4	13	0	0	0	2
96	朝霞第四小 朝霞市	108 5	101 9	100 4	89 2	89 10	97 2	584 32	616	16						16	32	24	19	43	7
97	朝霞第五小 朝霞市	132 3	144 3	140 2	155 0	135 5	180 2	886 15	901	6						9	15	18	7	25	9
98	朝霞第六小 朝霞市	155 10	184 7	186 3	191 4	155 6	178 3	1,049 33	1,082	17						16	33	0	0	0	6
99	朝霞第七小 朝霞市	90 5	108 2	109 1	102 2	114 3	128 0	651 13	664	10						3	13	0	4	4	9
100	朝霞第八小 朝霞市	169 3	172 2	152 5	171 2	195 3	204 3	1,063 18	1,081	7						11	18	0	0	0	3
101	朝霞第九小 朝霞市	96 3	81 2	70 0	69 5	68 1	64 3	448 14	462	9						5	14	0	15	15	7
102	朝霞第十小 朝霞市	109 5	73 2	92 4	128 2	141 2	124 2	667 17	684	5						12	17	12	14	26	4
	朝霞市 計	1192 39	1214 41	1208 26	1247 27	1264 36	1336 26	7461 195	7656	99	0	0	0	0	0	96	195	54	59	113	52

(注) ① 小・中学校別に作成する。
② 学校コード順に記載する。

③ 分校は1校分とし、本校に含めないで別欄に記入する。
④ 合計欄については、必ず縦・横計を確認する。

(様式2(1))

令和8年度児童生徒数(集計表) [中]

朝霞市 教育委員会
南部 教育事務所

No.	学校名 教委名	通常の学級(上段)・特別支援学級(下段)						合計	特別支援学級障害別合計数							通級指導			日本語 指導		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒	計	難聴・言語		発達・情緒	計
50	朝霞第一中 朝霞市	306 4	278 4	309 11				893 19	912	8						11	19	0	10	10	6
51	朝霞第二中 朝霞市	188 6	286 5	239 3				713 14	727	9						5	14	0	0	0	3
52	朝霞第三中 朝霞市	286 2	276 4	246 6				808 12	820	4				2		6	12	0	0	0	8
53	朝霞第四中 朝霞市	203 4	222 0	202 3				627 7	634	3						4	7	0	0	0	3
54	朝霞第五中 朝霞市	151 2	104 1	100 4				355 7	362	4						3	7	0	0	0	2
	朝霞市 計	1134 18	1166 14	1096 27	0 0	0 0	0 0	3396 59	3455	28	0	0	0	2	0	29	59	0	10	10	22

(注) ① 小・中学校別に作成する。
② 学校コード順に記載する。

③ 分校は1校分とし、本校に含めないで別欄に記入する。
④ 合計欄については、必ず縦・横計を確認する。

(様式2(2))

令和8年度学級数(集計表) [小]

朝霞市 教育委員会
南部 教育事務所

No.	学校名 教委名	通常の学級(標準学級)							特別支援学級(標準学級)							合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒		計
93	朝霞第一小 朝霞市	3	3	3	3	3	3	18	1						1	2	20
94	朝霞第二小 朝霞市	4	4	4	4	4	4	24	2						2	4	28
95	朝霞第三小 朝霞市	4	4	4	4	4	4	24	2						1	3	27
96	朝霞第四小 朝霞市	4	3	3	3	3	3	19	3						2	5	24
97	朝霞第五小 朝霞市	4	5	4	5	4	6	28	1						2	3	31
98	朝霞第六小 朝霞市	5	6	6	6	5	6	34	3						2	5	39
99	朝霞第七小 朝霞市	3	4	4	3	4	4	22	2						1	3	25
100	朝霞第八小 朝霞市	5	5	5	5	6	6	32	1						2	3	35
101	朝霞第九小 朝霞市	3	3	2	2	2	2	14	2						1	3	17
102	朝霞第十小 朝霞市	4	3	3	4	5	4	23	1						2	3	26
	朝霞市 計	39	40	38	39	40	42	238	18	0	0	0	0	0	16	34	272

(注) ① 小・中学校別に作成する。
② 学校コード順に記載する。

③ 分校は1校分とし、本校に含めないで別欄に記入する。
④ 合計欄については、必ず縦・横計を確認する。

(様式2(2))

令和8年度学級数(集計表) [中]

朝霞市 教育委員会
南部 教育事務所

No.	学校名 教委名	通常の学級(標準学級)							特別支援学級(標準学級)							合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	知的	肢体	身虚	弱視	難聴	言語	自閉症・情緒		計
50	朝霞第一中 朝霞市	9	7	8				24	1						2	3	27
51	朝霞第二中 朝霞市	6	8	6				20	2						1	3	23
52	朝霞第三中 朝霞市	9	7	7				23	1				1		1	3	26
53	朝霞第四中 朝霞市	6	6	6				18	1						1	2	20
54	朝霞第五中 朝霞市	5	3	3				11	1						1	2	13
	朝霞市 計	35	31	30	0	0	0	96	6	0	0	0	1	0	6	13	109

(注) ① 小・中学校別に作成する。

② 学校コード順に記載する。

③ 分校は1校分とし、本校に含めないで別欄に記入する。

④ 合計欄については、必ず縦・横計を確認する。

令和8年度運動会・体育祭開催日程について

【中学校】体育祭(体育大会)

学校名	月	日	曜日	学年	開会式開始 予定時刻	競技開始 予定時刻	競技終了 予定時刻	種目等	昼食	予備日	生徒の 入替	保護者の観戦 入替	振替休業日	電話番号	ホームページ
朝霞第一中学校	5月	30日	土	全	8:35	9:10	14:15	100m、リレー、学年種目	有 弁当	6月2日(火) 6月4日(木)	無	観戦有 入替無	6月1日(月)	048-461-0076	http://www.asakadai1chuu.city-asaka.ed.jp
朝霞第二中学校	5月	16日	土	全	9:00	9:30	14:30	個人種目団体種目大縄飛び	有 弁当	5月18日(月) 5月19日(火)	無	観戦有 入替無	5月20日(水)	048-461-6540	http://www.asakadai2chuu.city-asaka.ed.jp
朝霞第三中学校	5月	16日	土	全	8:45	9:15	14:50	徒競走等	有 弁当	5月19日(火) 5月21日(木)	無	観戦有 入替無	5月18日(月)	048-464-7575	http://www.asakadai3chuu.city-asaka.ed.jp
朝霞第四中学校	5月	16日	土	全	9:00	9:20	12:30	リレー・大縄跳び	有 弁当	5月18日(月) 5月19日(火)	無	観戦有 入替無	5月22日(金)	048-466-4711	http://www.asakadai4chuu.city-asaka.ed.jp
朝霞第五中学校	5月	16日	土	全	8:50	9:10	12:20	個人種目リレー学年種目	無	5月19日(火) 5月21日(木)	無	観戦有 入替無	5月18日(月)	048-471-2236	http://www.asakadai5chuu.city-asaka.ed.jp

【小学校】運動会

学校名	月	日	曜日	学年	開会式開始 予定時刻	競技開始 予定時刻	競技終了 予定時刻	種目等	昼食	予備日	児童の 入替	保護者の観戦 入替	振替休業日	電話番号	ホームページ
朝霞第一小学校	10月	17日	土	全	8:35	8:55	11:30	徒競走・表現・団体	無	10月19日 (月) 10月20日	無	観戦有 入替無	10月23日(金)	048-461-0052	http://www.asakadai1shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第二小学校	10月	10日	土	全	8:05	8:15	12:35	徒競走・表現・団体競技	無	10月14日 (水) 10月16日	無	観戦有 入替無	10月19日(月)	048-461-0042	http://www.asakadai2shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第三小学校	10月	10日	土	全	8:15	8:25	12:25	徒競走・団体・表現	無	10月13日(火)	無	観戦有 入替無	10月16日(金)	048-471-1730	http://www.asakadai3shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第四小学校	10月	10日	土	全	8:50	9:05	11:30	徒競走・団体・表現	無	10月13日 (火) 10月14日(水)	無	観戦有 入替無	10月16日(金)	048-461-0363	http://www.asakadai4shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第五小学校	10月	10日	土	全	8:30	8:50	11:05	徒競走・表現	無	10月15日 (木) 10月16日	無	観戦有 入替無	10月13日(火)	048-462-0455	http://www.asakadai5shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第六小学校	10月	10日	土	全	8:45	9:10	14:35	徒競走・表現・団体	有	10月14日 (水) 10月15日	無	観戦有 入替無	10月19日(月)	048-461-0410	http://www.asakadai6shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第七小学校	10月	3日	土	全	8:30	8:50	11:45	徒競走・団体競技・表現・代 表リレー	無	10月6日(火) 10月7日(水)	無	観戦有 入替無	10月5日(月)	048-472-9172	http://www.asakadai7shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第八小学校	10月	10日	土	全	8:20	8:50	12:15	徒競走・表現	無	10月14日 (水) 10月15日(木)	無	観戦有 入替有	10月13日(火)	048-465-8381	http://www.asakadai8shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第九小学校	10月	10日	土	全	8:30	8:45	12:00	徒競走・団体・表現	無	10月13日 (火) 10月14日(水)	無	観戦有 入替無	10月16日(金)	048-466-4481	http://www.asakadai9shou.city-asaka.ed.jp
朝霞第十小学校	10月	3日	土	全	8:40	8:55	12:30	徒競走・団体競技・表現	無	10月7日(水) 10月8日(木)	無	観戦有 入替無	10月5日(月)	048-469-5443	http://www.asakadai10shou.city-asaka.ed.jp

教育長報告事項

令和7年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議について

- 1 事業名 令和7年度第4回朝霞市スポーツ推進委員会議
- 2 開催日時 令和8年3月26日（木）午後7時00分～午後7時35分
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館 会議室
- 4 出席者 朝霞市スポーツ推進委員（25名中22名出席）（※別紙参照）
事務局（8名）
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - （1）令和7年度自主事業報告及び令和8年度自主事業計画について
 - （2）第30回朝霞市民ウォークラリー大会について
 - （3）朝霞市民スポーツ大会について
 - （4）朝霞市ロードレース大会の参加料の見直しについて
 - （5）その他
- 7 会議の概要
 - （1）令和7年度自主事業報告及び令和8年度自主事業計画について
令和7年度自主事業報告及び令和8年度自主事業計画について委員に報告及び説明
 - （2）第30回朝霞市民ウォークラリー大会について
第30回朝霞市民ウォークラリー大会について委員に説明
 - （3）朝霞市民スポーツ大会について
朝霞市民スポーツ大会の開催方法の検討について委員に説明
 - （4）朝霞市ロードレース大会の参加料の見直しについて
朝霞市ロードレース大会の参加料の見直しについて委員に説明
 - （5）その他
令和8年度推進委員の年間予定について委員に説明

第4回 朝霞市スポーツ推進委員会議 出欠席表

(令和8年3月26日(木) 朝霞市立総合体育館 会議室 午後7時～)

氏 名	所 属	出欠
馬場 典成	少年サッカー	出 席
塩味 光夫	卓球	出 席
椎橋 成美	スポーツ少年団	出 席
茂木 善行	卓球	出 席
篠崎 大輔	野球	出 席
土屋 秀雄	バスケットボール	出 席
荒川 教子	エクササイズ	出 席
藤田 志穂	なぎなた	欠 席
谷津 諭	陸上競技	出 席
大越 永人	野球連盟	出 席
吉井 美佐子	陸上競技	出 席
大橋 和美	テニス	出 席
坂本 邦春	バスケットボール	出 席
伊藤 秀晃	野球	出 席
中西 一裕	少年サッカー	出 席
貝塚 裕	少年サッカー	出 席
井上 瞭	少年サッカー	出 席
山本 昌利	空手道	欠 席
木村 直登	卓球	出 席
山口 英雄	バドミントン	出 席
渡邊 孝	水泳	欠 席
高橋 義正	陸上	出 席
渡邊 ふじ江	バレーボール	出 席
松村 慎二	陸上	出 席
坪井 秀行	陸上	出 席

※25名中22名出席

令和7年度市民企画講座について

- 1 事業名 令和7年度 市民企画講座事業
- 2 目的 市民学習団体が自ら企画・実施する学習講座に要する経費の一部を補助することにより、市民の創意による、地域の実情に即したさまざまな講座の展開を支援し、市と市民との協働による生涯学習活動の推進を図る。

3 事業概要

	団体名	学習テーマ	延べ参加者数	延べ講座開催回数	講座時間数
1	特定非営利活動法人（NPO法人）あさか市民大学	朝霞を知ろうシリーズ 「朝霞の社会見学」	99人	6回	12時間30分
2	年金者組合朝霞支部	楽しい高齢期のために	78人	3回	6時間00分
3	朝霞おやこ劇場学習部	「頭もからだもやわらかく！～楽しくしなやかな暮らし」	30人	3回	5時間30分
4	コミュニティあさか	子どもの未来アクション学習会	41人	3回	6時間00分
	合計		248人	15回	30時間00分

4 評価と反省

今年度は4団体が、それぞれ独自の工夫を凝らし、「学びの場」を企画・運営しました。企画した団体は地域に根ざした学習や市民の実情に合わせた講座を展開し、幅広く開かれた学習機会を提供しました。子どもから高齢者まで、世代を問わないテーマで講座が実施され、全体事業としても世代を超えた内容となりました。また、地域の実情に触れる体験型の学びが地域への愛着や帰属意識の向上に大きく貢献しました。

しかし、一方で、参加団体が半減したことや、事業の広報力不足、団体の増加を促進する必要がある点などの課題が見えてきました。今後も団体の自主性を尊重しつつ、市民自らの手による学習活動の継続的推進と、生涯学習の充実に向けた支援を強化してまいります。

教育長報告事項

令和7年度第3回朝霞市社会教育委員会議について

- 1 会議名 令和7年度第3回朝霞市社会教育委員会議
- 2 開催日時 令和8年3月26日(木)午後2時から
- 3 場所 朝霞市民会館 梅(3階)
- 4 出席者 社会教育委員 15人中11人出席(別紙参照)
事務局 7人
- 5 議題 (1) 令和8年度生涯学習・社会教育関係事業実施計画について
(2) 第3次朝霞市生涯学習計画実施計画 令和8年度事業計画(案)について
(3) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果について
(4) その他

6 会議の概要

- (1) 令和8年度生涯学習・社会教育関係事業実施計画について
令和8年度の生涯学習・社会教育関係事業における生涯学習部の事業について説明を行いました。
- (2) 第3次朝霞市生涯学習計画実施計画 令和8年度事業計画(案)について
第3次朝霞市生涯学習計画実施計画(案)の概要説明を行いました。
- (3) 第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果について
第4次朝霞市生涯学習計画策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果(速報)について報告を行いました。
- (4) その他
令和8年度の会議の日程予定について説明を行いました。

朝霞市社会教育委員名簿

令和7年7月1日～令和9年6月30日

選出の区分	氏 名	職名又は所属	備 考
学校教育関係者	タナベ マサヤ 田邊 雅也	朝霞第五小学校長	欠席
	オオタ サダハル 太田 禎治	朝霞第四中学校長	欠席
	イトウ タカヒト 伊藤 孝人	県立朝霞高等学校長	欠席
社会教育関係者	ヒラツカ マコト 平塚 誠	文化協会会長	出席
	カブラギ トシアキ 蕪木 利秋	スポーツ協会副会長	出席
	カネコ ユキオ 金子 幸男	青少年育成市民会議理事	出席
	クラタ ヒトミ 蔵田 ひと美	図書館利用者	出席
	ワタナベ トシオ 渡邊 俊夫	元子ども会連合会会長	出席
	サイトウ ミツシ 齋藤 光司	人権教育推進協議会会長	出席
家庭教育向上活動者	アイザワ アツシ 相澤 敦	保護者代表連絡会会長	欠席
学識経験者	イチイシ アキヒコ 一石 昭彦	東洋大学教授	出席
	キムラ ケイコ 木村 啓子	元尚美学園大学教授	出席
	オジマ マチコ 小島 真知子	元社会教育指導員	出席
	スヤマ ケンガ 陶山 憲雅	市議会議員 (R8. 1. 21～)	出席
	ノモト カズユキ 野本 一幸	市議会議員 (R8. 1. 20まで)	
公募委員	タカノ マサヨシ 高野 正芳	公募市民	出席

教育長報告事項

朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

1 日 時 令和8年4月5日(日) 午後2時～午後2時40分

2 主 催 溝沼獅子舞保存会

3 会 場 溝沼氷川神社

4 見学者数 110人

5 概 要 「溝沼獅子舞」の春の奉納舞が、溝沼氷川神社で行われました。週末は悪天候の予報が出ており、前日も雨天だったため実施が危ぶまれましたが、当日は天気恵まれ多くの見学者があり、興味、関心を持って見学されている様子が見られました。

奉納舞の終了後には、見学者が頭に獅子頭をかぶせてもらう光景が見られ、無形文化財伝承者との交流が図られていました。

今後におきましても、主催団体と連携を図りながら、地域に伝わる文化財の保護・普及に努めてまいります。

議案第 33 号

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員の委嘱及び任命について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、下記のとおり朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱及び任命することについて議決を求める。

令和 8 年 4 月 17 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 発令事項 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員を委嘱（任命）する
任期は令和 8 年 4 月 17 日から
令和 9 年 3 月 31 日までとする
- 2 発令年月日 令和 8 年 4 月 17 日
- 3 発令候補者 別紙のとおり

別紙

朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会委員 発令候補者名簿

氏 名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
かねこ じろう 金子 二郎	朝霞市立朝霞第一中学校長	新任
こいしかわ ともはる 小石川 知治	朝霞市立朝霞第二中学校長	再任
のぐち くにひこ 野口 邦彦	朝霞市立朝霞第三中学校長	再任
おおた さだはる 太田 禎治	朝霞市立朝霞第四中学校長	再任
すずき やすし 鈴木 康之	朝霞市立朝霞第五中学校長	再任
はま ひろかず 濱 浩一	総務部長	再任
げんじゅん まさあき 玄 順 正明	こども部長	新任
あかざわ ゆみこ 赤澤 由美子	福祉部長（福祉事務所長兼務）	新任
ふくし しょうぞう 福士 昌三	学校教育部長	再任

議案第34号

朝霞市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり朝霞市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について議決を求める。

令和8年4月17日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

1 解嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員の職を解く。
(2) 発令年月日 令和8年4月17日
(3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
のぐち くにひこ 野口 邦彦	朝霞第三中学校長	担当の変更

2 委嘱について

- (1) 発令事項 朝霞市学校給食運営審議会委員を委嘱する。
任期は令和8年4月17日から令和8年6月30日までとする。
(2) 発令年月日 令和8年4月17日
(3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	新任・再任の別
かねこ じろう 金子 二郎	朝霞第一中学校長	新任

- (4) 委嘱の根拠 朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

令和8年4月17日現在

選出の根拠	氏名	職業又は所属・職名	任用開始
1号委員 (市議会代表)	えんどう みつひろ 遠藤 光博	朝霞市議会議員	新任
	いいくら かずき 飯倉 一樹	朝霞市議会議員	新任
	ししくら はるき 獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	再任
2号委員 (学校長代表)	はらぐち のりみつ 原口 憲充	朝霞第四小学校長	再任
	みやこし たかこ 宮腰 高子	朝霞第十小学校長	再任
	かねこ じろう 金子 二郎	朝霞第一中学校長	新任
	こいしかわ ともはる 小石川 知治	朝霞第二中学校長	再任
3号委員 (保護者代表)	わたなべ さとし 渡邊 聡	朝霞第一中学校 PTA	再任
	おおた つよし 太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	再任
4号委員 (市関係行政職員)	たなか せいこ 田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	再任
5号委員 (知識経験者)	せき まさゆき 関 昌之	朝霞地区薬剤師会理事	新任
	ばば あゆみ 馬場 歩	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会えぶろん会員	新任